

高額医療費共同事業交付金等について議論

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会



保険財政安定化共同事業・高額医療費共同事業委員会を、10月16日（木）、府国保連合会で開催した。

始めに、府国保連合会森事務局長から、後期高齢者医療制度や特定健診・特定保健指導の新規事業が始まってから半年ほど経った現在、ようやく落ち着き始めた。これからより円滑に事業を進めていく際に、保険者と協力し細心の注意を払い取り組んでいきたいと挨拶した。

出席者紹介のあと、栗山委員長の議事進行で協議に入り、事務局より平成19年度事業結果報告及び平成20年度事業について説明した。また、実施要綱の一部改正に伴い、高額医療費共同事業交付金が『負』となるケースが生じていることについては、月々の交付金の『負』を翌月以降の交付金で相殺処理する方法が望ましいが、最終期である12期で『負』となる場合が問題であり、該当市町村には処理について検討することとなった。

